大阪大学原子力研究・安全委員会規程

第１条　大阪大学（以下「本学」という。）に、大阪大学原子力研究・安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第２条　委員会は、本学における原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力研究等」という。）とこれらに係る安全管理について全学的に総合調整し、原子力研究等の推進と安全の確保を図ることを目的とする。

第３条　委員会は、次に掲げる事項について企画し、及び審議する。

(1)　原子力研究等とこれらに係る安全管理の基本方針に関すること。

(2)　原子力研究等とこれらに係る安全管理の予算に関すること。

(3)　原子力研究等とこれらに係る安全管理についての部局間調整に関すること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、原子力研究等とこれらに係る安全管理に関する重要事項

２　委員会は、原子力研究等に係る安全管理について、部局の長に対して必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第４条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　理学研究科長、医学系研究科長、歯学研究科長、薬学研究科長、工学研究科長、基礎工学研究科長及び生命機能研究科長

(2)　微生物病研究所長、産業科学研究所長、蛋白質研究所長、接合科学研究所長及びレーザー科学研究所長

(3)　医学部附属病院長及び歯学部附属病院長

(4)　キャンパスライフ健康支援・相談センター長及び核物理研究センター長

(5)　放射線科学基盤機構長

(6)　特に総長が委嘱した者

２　委員は、総長が委嘱する。

３　第１項第６号の委員の任期は、２年とする。

第５条　委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第６条　委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第７条　委員会に、原子力研究等に係る安全管理に関する具体事項について審議するため、放射線安全管理部会を置く。

２　前項に定めるほか、原子力研究等に関する具体事項について審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

３　前２項の部会に関する規程は、別に定める。

第８条　委員会に関する事務は、総務部安全衛生管理室で行う。

第９条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（抄）

１　この規程は、昭和５８年１１月２１日から施行する。

２　大阪大学原子力利用委員会規程（昭和３３年７月９日制定）、大阪大学原子力利用委員会R・I部会規程（昭和３４年３月１８日制定）、大阪大学放射線障害予防委員会規程（昭和３６年３月１５日制定）及び大阪大学放射線障害予防実行委員会規程（昭和５２年９月２１日制定）は、廃止する。

附　則

この改正は、昭和６３年６月１６日から施行し、昭和６３年４月８日から適用する。

附　則

この改正は、平成４年４月１０日から施行する。

附　則

この改正は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（抄）

この改正は、平成８年５月１１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１２年８月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（抄）

この改正は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２９年５月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年１１月１日から施行する。